

## 田村市空き店舗バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き店舗の有効活用による地域のにぎわい創出を図るために実施する空き店舗バンクの設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 市内に存在する店舗で、現に営業等をしていない（近く営業等を休止する予定のものを含む。）事業用の建物及び敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き店舗に係る所有権その他の権利を有するもので当該空き店舗等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き店舗バンク 空き店舗の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、空き店舗の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き店舗バンク以外による空き店舗の取引を妨げるものではない。

### (空き店舗の登録申込み等)

第4条 空き店舗バンクによる空き店舗等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、空き店舗バンク登録申込書（様式第1号）及び空き店舗バンク登録票（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該物件が次の各号のいずれにも該当するときは、空き店舗バンクへ登録するものとする。

- (1) 所有者等の全員が登録に関する承諾をしていること。
- (2) 空き店舗の所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) 当該空き店舗が不動産競売にかけられた状態でないこと。
- (4) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるときは、登録の要件を別に定めることができる。

3 市長は前項の規定による登録をしたときは、空き店舗バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込みをした所有者等にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き店舗で、空き店舗バンクによる登録をすることが適当であると認めるものがあるときは、当該所有者等に対して空き店舗バンクへの登録を勧めることができる。

### (空き店舗に係る登録事項変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録完了通知書の通知を受けた所有者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き店舗バンク登録変更届（様式第4号）に当該変更内容を記載した登録票を添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、物件登録された事項を変更したときは、空き店舗バンク登録変更通知書（様式第5号）により当該届出をしたものに通知するものとする。

### (空き店舗バンク登録の抹消等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き店舗バンク登録を抹消しなければならない

い。

- (1) 空き店舗バンク登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 空き店舗バンクの利用により、売買又は賃貸借契約が成立したとき。
- (3) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないとき。

2 前項の規定により、空き店舗バンク登録を抹消したときは、物件登録者に空き店舗登録抹消通知書（様式第7号）を通知するものとする。

（登録情報の公開）

第7条 市長は、次に掲げる空き店舗バンク登録の情報（以下「公開情報」という。）を市のホームページ等に公開し、利用希望者に提供するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない情報を除く。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 物件の所在地（字名までとする。）
- (4) 希望売却価格又は賃料
- (5) 物件の概要
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 位置図
- (10) 物件説明図（配置図・間取り図）
- (11) 写真

（利用登録）

第8条 利用希望者は、空き店舗バンク利用登録申込書（様式第8号）に必要事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、次の各号のいずれにも該当するときは、空き店舗バンク利用登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空き店舗バンクの趣旨を理解したうえで、小売業、飲食店若しくはサービス業の店舗又は地域の利便性向上が図られる業種として空き店舗を活用し、地域の活性化に寄与できる者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業の店舗又は事務所として利用しようとする者を除く。
- (2) 宅地建物取引業者でない者
- (3) 空き店舗の転売及び転貸を目的としない者
- (4) 公序良俗に反さず事業を行う者
- (5) 暴力団又は暴力団員等でない者
- (6) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体でない者
- (7) 物件登録者と良好な関係を築ける者

3 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、登録の要件を別に定めることができる。

4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、空き店舗バンク利用登録完了通知書（様式第9号）

により当該申込みをした利用希望者にその旨を通知するものとする。

(利用登録内容の変更の届出)

第9条 利用登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は利用登録された内容に変更があったときは、空き店舗バンク利用登録変更届出書（様式第10号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の内容を変更したときは、空き店舗バンク利用登録変更通知書（様式第11号）により当該届出をした者に通知するものとする。

(利用登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空き店舗バンクから抹消するものとする。

- (1) 利用登録者が第8条第2項に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 利用登録の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き店舗バンク利用登録抹消届出書（様式第12号）の提出があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、バンク登録を抹消したときは、当該利用登録者に空き店舗バンク利用登録抹消通知書（様式第13号）を通知するものとする。

(空き店舗バンク利用の申込み及び通知)

第11条 空き店舗バンクを利用しようとする利用登録者は、空き店舗バンク利用申込書（様式第14号）及び誓約書（様式第15号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は前項の規定により申込みのあった場合で、適当であると認めた場合、当該希望物件の物件登録者へその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者は、遅滞なく利用登録者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との間における空き店舗等に関する交渉及び売買、賃貸に関する契約等については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。